

刑事施設関連業務

計画（案）の審議及び民間事業者へのヒアリング結果を踏まえ

民間競争入札の実施に向けて考慮すべきと考えられる事項（案）

1. 周知広報

多様な民間事業者の参入を促進するためには、本事業について早い段階から周知広報を行うことが重要であることから、入札公告前からの情報の開示、説明会や刑事施設の見学会の開催等について検討する必要があるのではないかと。

2. 地方公共団体等との連携

刑事施設における業務の運営に関しては、地方公共団体等との連携や地域住民の理解が重要であることから、民間競争入札の実施について、対象施設が所在する地域の実情等に応じ、地方公共団体への説明等を行う必要があるのではないかと。

3. 公共サービス内容及び確保されるべき公共サービスの質

(1) 公共サービスの詳細な内容

受刑者との接触に係る民間事業者の不安を払拭するため、接触が考えられる業務を明らかにするとともに、当該業務を実施するに当たり、刑務官の配置があるかどうか、刑務官の配置がない場合には、民間職員の安全確保の観点からどのような方策が考えられるかなどについて、十分な情報の開示を行うべき。

職員の性別を制限すべき業務については、当該制限が民間事業者の人材確保に大きく関わることから、当該業務及び従来のポスト数について十分な情報の開示を行うべき。

また、当該制限を設定するに当たっては、民間事業者の参入障壁とならないよう、人材確保の困難さや人材育成に要する期間等を考慮した上で必要な措置を講ずるべき。

民間事業者が創意工夫を発揮するためには、設備・機器の整備を事業対象とすることが有効であることから、分科会への提出資料において「事業による更新予定」とされた設備・機器の整備は、特段の事情のない限り事業対象とすべき。

(2) 委託費の支払い

民間事業者の努力によるサービスの質の向上が強く期待される業務については、委託費の増額措置（インセンティブ）を設けることが有効であることから、当該措置の設定について積極的に検討する必要があるのではないか。

PFI事業では固定払いであったが、民間事業者においてコントロールできない費用など、部分的に実績払いとすべき費用がないか、PFI事業の実施状況等を踏まえて検討する必要があるのではないか。

4. 入札手続（スケジュール）

入札公告から企画書の提出・入札までは、民間事業者が業務・リスク分析、他社との調整等を行えるよう、施設整備を伴わないPFI事業と同等程度である3か月、又はそれ以上の期間を確保する必要があるのではないか。
また、入札公告前からの積極的な周知広報を行う必要があるのではないか。

5. 落札者決定の評価基準

刑事施設が国家刑罰権の行使に関わる施設であること、刑事施設における受刑者の再犯防止の取組が国の治安に大きく関わることなどにかんがみ、多様な民間事業者の参入を促進する一方で、サービスの質の維持・向上がしっかりと確保されるよう、評価項目、評価基準、得点配分、総合評価点を求める算式等について、慎重に検討する必要があるのではないか。

特に、価格競争に重点が置かれてサービスの質が低下することのないよう、提案内容の評価を十分に行った上で落札者を決定する仕組みとすることが重要ではないか。

6 . 情報の開示

刑事施設は、一般人には知り得ない事柄が多い特殊な施設であることにかんがみ、情報量の差により P F I 事業受託事業者等に有利になることがないよう、以下の内容を含め、十分な情報の開示を行うべき。

- ・ 施設の図面
- ・ 収容状況（受刑者の人数、年齢、罪状、刑期、障害の有無等）
- ・ 業務内容、業務の実施方法、業務量（変動の有無を含む）、配置人数、シフト
- ・ 事故事例、事故発生時の対応方法
- ・ 意思決定のプロセス
- ・ リスク分担、事業契約案、対価の支払方法
- ・ 先行事業である P F I 事業の運営状況 等

対象施設の現地説明会を実施すべき。

刑事施設の情報の中には、保秘について配慮を要する情報もあることから、開示する情報の内容によって、情報提供の対象（例えば、入札参加資格が認められた者のみに限定するなど）、時期、方法（実施要項への記載、説明会での説明、関連資料の貸与等）、提供する際の措置（誓約書の提出を求めるなど）等について検討する必要があるのではないか。

7 . 民間事業者の使用させる国有財産

3 及び 6 を踏まえ、民間事業者の使用させる国の施設、設備・機器、その他物品について、明確に提示すべき。

今後国が行う施設の改修について、明確に提示すべき。

8 . 民間事業者が講ずべき措置

既存施設の業務の委託であること（すなわち、P F I 事業とは異なり、業務開始当初から、100%以上の収容率である可能性が高いこと）などを踏まえ、最低限必要となる研修、引継ぎ等について十分に検討し、明記する必要があるのではないか。

9 . 対象施設における民間事業者との連携・協力

官民協働による施設運営を行う本事業の円滑な実施を確保するためには、対象施設の国の職員の本事業に対する理解と、国と民間事業者との間の意思疎通や協力が重要となる。

早い段階から、対象施設の国の職員（幹部職員のみならず一般職員も含む）に対する十分な説明を行うなど、国の職員の理解を高める方策について、本省において検討する必要があるのではないか。

また、落札後の国と民間事業者の連携・協力体制と、当該体制を有効に機能させるための方策について、本省において検討する必要があるのではないか。

10 . 今後の拡大措置

全国の刑事施設における官民競争入札又は民間競争入札の実施について検討するに当たっては、平成21年度に入札を実施する事業の実施状況を検証することはもちろんのこと、民間事業者の意見等も踏まえ、民間事業者による創意工夫が最大限発揮されるよう、対象施設等を検討する必要があるのではないか。